

2月16日(月)～3月16日(月)の期間中、
地区別に各会場で行います

市・県民税の申告を お忘れなく！

今年も、市・県民税の申告時期となりましたが、申告のご用意はお済みですか？ 申告書の提出は、2月16日(月)から3月16日(月)までの期間内に、地区別に指定した日程で受け付けを行います。締め切り日近くになると大変混みますので、指定日以外に申告される方は、お早めに申告してください。

問 市民税課市民税担当 ☎22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所税務担当

吉田 ☎77-11113 大滝 ☎55-10101 荒川 ☎54-2115

申告しなければならない方

- ① 所得の有無に関係なく、平成27年1月1日現在、市内に住所のある方
- ② 市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

申告する必要がない方

- ① 給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が提出されている方
- ② 公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きます。）
- ③ 親族の被扶養者になっている方
- ④ 税務署に所得税の確定申告をする方

※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。

申告の対象となる所得

平成26年中（平成26年1月1日～12月31日）の所得

！ 地区別の申告日程および日曜日の申告受付については、市報1月号5ページをご覧ください。

申告の際に持参していただくもの お出かけ前にもう一度チェック☑を！

1	<input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使用するもの）																					
2	<input type="checkbox"/> 案内通知（送られた方のみ）																					
3	<input type="checkbox"/> 所得計算に必要な資料																					
	① 営業所得のある方 売上、仕入等の帳簿・決算書・領収書等																					
	② 給与収入・年金収入のある方 源泉徴収票																					
	③ 不動産所得のある方 平成26年度固定資産税課税明細書の写し（該当箇所）																					
4	<input type="checkbox"/> 控除計算に必要な資料																					
① 医療費控除のある方	支払った医療費の領収書等 ※高額療養費など、医療費を補てんする保険金等を受けた場合は、その金額が分かるものも必要となります。																					
② 社会保険料控除のある方	領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等） ※国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、納付方法により控除対象者は下表のとおりとなります。 ● 社会保険料控除対象者																					
	※ 社会保険料を口座振替で納付されている方は、1月下旬に郵送された「振替納付済通知書」が必要となります。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険税を支払った方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口座振替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td>クレジットカード納付</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方		口座振替		国民年金保険料	クレジットカード納付	口座名義人		現金納付	保険料を支払った方
社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方																				
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者																				
介護保険料	口座振替	口座名義人																				
後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方																				
	口座振替																					
国民年金保険料	クレジットカード納付	口座名義人																				
	現金納付	保険料を支払った方																				
③ 一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除のある方	領収書または支払証明書等 ※平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）については、従前の損害保険料控除が適用されます。																					
④ 配偶者特別控除のある方	配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票等）																					
⑤ 障害者控除のある方	障害者手帳または福祉事務所長の証明書																					
⑥ 雑損控除のある方 ※雪害等により住宅や家財、生活に通常必要な資産と認められる車両およびカーポートに被害を受けた方は、控除が受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価格）が分かるもの ・被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用等被害に関連して支出した金額のわかる明細書および領収書 ・被害により受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額のわかるもの ・印鑑 ・り災証明書 																					
※①・②・③については、平成26年中に支払ったものです。																						